

監査指導部指定担当（TEL078-322-6771）からのお知らせ

### 1. 介護職員処遇改善加算・特定処遇改善加算に係る届出等（神戸市 HP もご確認ください）

- 前年と同じ要件の区分で引き続き算定する場合は、介護職員処遇改善計画書の提出が必要です。今回からは e-mail での受付とさせていただきます。今回に限り令和3年4月15日が締め切りとなりますので、遅れないように送信してください。
- 新規又は区分変更は、介護給付費算定に係る体制等に関する届出が必要です。（今回に限り新規・区分変更の締め切りも令和3年4月15日になります）。こちらの受付は e-mail ではなく、郵送受付を継続します。提出先は神戸市監査指導部になります（行政事務センターへ提出しないように注意してください）。
- 算定要件に十分に留意してください（下記は一例です）。
  - ・賃金改善に要する額が処遇改善加算等による収入を上回ること
  - ・各算定区分に応じたキャリアパス要件に適合していること
  - ・特定処遇改善加算において、経験・技能ある介護職員以外への配分を行う場合は、配分割合（令和3年度分から変更されます）を満たすこと。
- 神戸市 HP からダウンロードできる計画様式は、不備がある場合にエラーが出るようチェック機能が付いております。要件をご確認いただく上でも大変便利です。是非ご利用ください。
- 処遇改善加算の加算ⅣおよびⅤは廃止されます（令和3年3月末で当該加算を算定している事業所には1年の経過措置あり）。当該加算を算定している事業所は、加算Ⅰ～Ⅲの取得に努めてください。

計画書・実績報告書 e-mail 送信時の注意事項（前年と同じ要件の区分で引き続き算定する場合、今回から e-mail で受付）

神戸市 HP の「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算について（介護保険サービス事業者）」のページに記載のある、メール件名やファイル名のルールなどを必ずご確認くださいの上で、送信してください。1000 件を超える事業所からの計画書・実績報告書を受信しますので、ご協力をお願いします。

送信先メールアドレスも上記ページに記載しています。

## 2. 申請書類等の押印廃止について

令和3年4月より、本市の申請書等の押印の見直し方針により、指定関係の申請書への押印を廃止します。ホームページ掲載の申請書等様式については、順次修正していきます。

## 3. 運営規程や重要事項説明書に記載する従業員の員数について

令和3年4月より、運営規程等に記載する従業員の員数について、「●●人以上」と記載することも可能とします。単に最低基準を満たす員数を記載するのではなく、算定している加算や利用者数により必要とされる員数以上の数を記載するようにしてください。

よって、令和3年4月1日以降に提出する変更届には、員数について「●●人以上」と記載した運営規程の添付が可能です。

## 4. 神戸市介護事業者手続きガイド利用のお願い

神戸市では、更新申請及び変更届に関して、いくつかの質問に答えるだけで必要な申請書、添付書類が一覧で表示されるとともに、必要な申請書等を一括でダウンロードもできる「神戸市介護事業者手続きガイド」を作成しました。

提出に際して必要な書類のチェックリストも同時にダウンロードできる便利なシステムですので、ぜひご利用をお願いします。

神戸市ケアネット内の指定更新・変更届のページにある外部リンク「神戸市介護事業者手続きガイド」をクリックしてご利用ください。

## 5. 指定更新・変更届の送付先について

令和3年4月から全てのサービスについて、指定更新・変更届の送付先が下記のとおりとなりますので、ご注意ください。

上記ガイドシステムをご利用いただきますと、チェックリストに送付先が印刷されています。

<送付先：郵送受付のみ。持込不可>

〒650-0032 神戸市中央区伊藤町111 神戸商工中金ビル4階

神戸市行政事務センター 介護・障害サービス係

## 6. 居宅介護支援事業所管理者要件の経過措置期間終了について

令和3年4月1日以降に新たに居宅介護支援事業所の管理者となる者に対しては、主任介護支援専門員であることが求められます。(令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である事業所については、当該管理者が管理者である限り、令和9年3月31日まで管理者を主任介護専門員とする要件の適用が猶予されます。)

令和3年4月1日以降、急な退職などの不測の事態により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなってしまった事業所については、当該事業所がその理由と改善に係る計画書を保険者に届け出た場合、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を1年間猶予する場合があります。また、当該地域に他に居宅介護支援事業所がない場合など、利用者保護の観点から特に必要と認められる場合には、保険者の判断により、この猶予期間を延長する場合があります

## 7. 介護サービスの公表に係る報告について

公表制度は、利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を、国が一元管理するシステムによりインターネット上で公表されるものです。対象となる介護サービス事業所は、年一回、直近の介護サービス情報の報告が義務付けられています。令和2年度の報告が未了の事業所（対象事業所には通知済）は、令和3年3月末までに必ずインターネット上の「介護サービス情報公表システム」から報告してください。

令和3年度の報告は、市から対象事業所に案内を送付しますので、報告をしてください（令和3年10月発送予定）。

## 8. 業務管理体制の届出の確認

○平成30年度より、神戸市のHP上で、登録事業者の法人番号一覧を掲載しています。神戸市に届出義務のある事業者は、確認してください。

○未届出事業者は、至急届け出てください。

○届出は事業所毎ではなく、**法人毎**となっていますので、区分に応じて届け出てください。

区分	届出先
事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働省
事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村
上記以外の事業者	都道府県